

# 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 (素案)

※ 枠で囲んだ文章は条文等を表し、以下は条文等の考え方を解説したもの

## 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（案）

### 〈考え方〉

#### （1）名称

「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」とします。

#### （2）実施根拠

##### 要綱

この制度は、対象となる方がパートナーシップ・ファミリーシップ関係にあると届け出た事実を証明する制度です。

法律に寄らないところで受けられないサービスを利用できるようにするための救済として実施するため、条例ではなく、目的や具体的な手続を定める要綱として制定するものです。

#### （3）制度の法的効力

パートナーシップ・ファミリーシップ関係であることを届け出る書類を受領し、届出書受理証明書及び届出書受理証明カード（以下「証明書」及び「証明カード」という。）を交付します。

法律上の婚姻等とは異なる制度です。

※戸籍の記載が変わることはなく、相続、税金の控除等について婚姻等と同等の法的な権利や義務が発生するものではありません。

### （目的）

第1条 この要綱は、個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言及び健康スポーツ文化都市宣言の理念にのっとり、全ての市民が多様な生き方を選択できる環境に寄与するため、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について必要な事項を定めることにより、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を図ることを目的とする。

### 〈考え方〉

個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言及び健康スポーツ文化都市宣言の理念にのっとり、全ての市民が多様な生き方を選択できる環境に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について必要な事項を定めることにより、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現を図ろうとするものです。

## 【参考】

### 個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言

わたしたち野田市民は、日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくりに懸命に努力を続けている。

日本国憲法、地方自治法施行50周年の節目の年にあたり、わたしたちは、両法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために、ここに野田市を「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言する。

平成9年5月5日

## 【参考】

### 野田市健康スポーツ文化都市宣言

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。さらに、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人ととの交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

令和5年4月1日

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 性別を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ関係 パートナーシップ関係にある者の3親等以内の親族関係にある者とパートナーシップ関係にある双方又は一方とが継続的に生活を共にし、家族として尊重し、協力し合う関係をいう。
- (3) 3親等以内の親族関係にある者 パートナーシップ関係にある者の3親等以内の親族及びこれらに相当する者として市長が適当と認める者をいう。

## 〈考え方〉

この要綱で使用される用語について、定義を示すものです。

### (1) パートナーシップ関係

性別を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係（異性間の事実婚カップルを含む。）とします。

## (2) ファミリーシップ関係

パートナーシップ関係にある双方又は一方と継続的に生活する子、親その他の3親等以内の親族関係にある者で家族として尊重し、協力し合う関係(養子及び養親を含む。)とします。

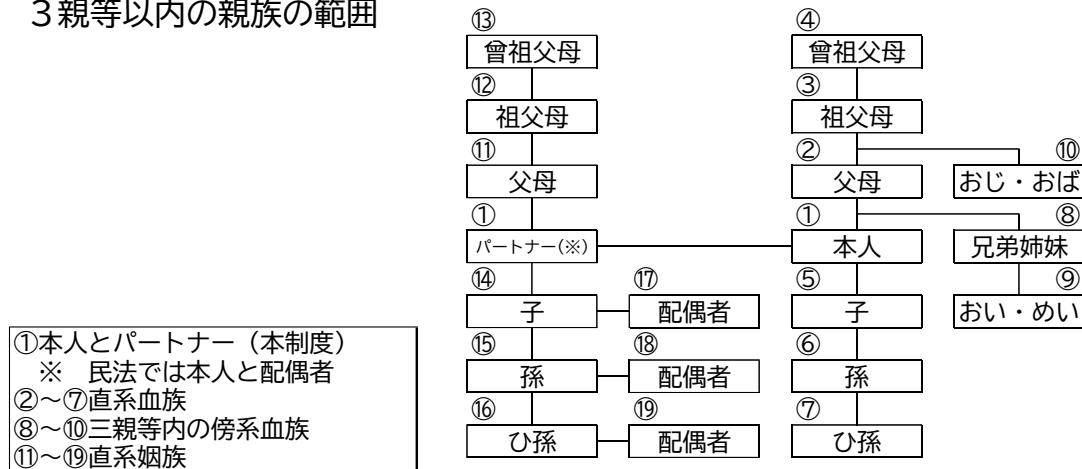
(3) 3親等以内の親族関係

本人とパートナーからみた、曾祖父母、ひ孫、おいめい甥・姪までの範囲をいいます。

法律上、婚姻（＝結婚）ができないとされている関係です。

法定外の制度ですが、法律に準じた解釈で対応するものとします。

### 3 親等以内の親族の範囲



(届出の対象者)

第3条 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出をすることができる者は、パートナーシップ関係にあり、次条第1項の規定による届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する二者（以下「届出対象者」という。）とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 双方又は一方が、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
  - イ 双方又は一方が次条第1項の規定による届出をしようとする日の翌日から起算して3か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方とも婚姻していない者であること。
- (4) 双方が、当該双方の野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に係る者以外の者とのパートナーシップ関係に含まれていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者ないこと。ただし、同性間でパートナーシップ関係にある二者が養子縁組をしている場合は、この限りでない。

〈考え方〉

届出の対象者について規定し、届出する二人が次の①から⑤までの要件をすべて満たしていることを要件とするものです。

①年齢

双方とも成年（18歳以上）である。

②住所

パートナーシップ関係にある二人又はいずれか一人が野田市民である。ただし、DV被害者等であって住民基本台帳法上の住所地を野田市にすることはできない方については、居所が市内であれば対象とします。

③～⑤婚姻等

③ 配偶者がいない。

④ 届出しようとする二人以外とパートナーシップ関係がない。

⑤ 直系血族、3親等以内の親族関係がない。

（同性間でパートナーシップ関係にある二人が養子縁組をしている場合を除く。）

(届出の方法)

第4条 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出をしようとする届出対象者は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(以下「届出書」という。)に署名し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 届出書に記載する全ての者の住民票の写し(届出書を提出する日前3か月以内に作成されたものに限る。)。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 届出書に記載する全ての者の戸籍謄本、戸籍抄本その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(日本の国籍を有しない者にあっては、次のいずれかの書類)(届出書を提出する日前3か月以内に作成されたものに限る。)
  - ア 在日本大使館等の外国の官公署が作成した婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
  - イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申出書
- (3) 届出をしようとする日において、届出対象者のいずれもが本市に住所を有していないときは、当該日の翌日から起算して3か月以内に本市に転入を予定している届出対象者に係る転出証明書の写しその他の当該日の翌日から起算して3か月以内に本市に転入を予定していることを確認することができる書類
- (4) ファミリーシップ関係の届出に係る3親等以内の親族関係にある者が15歳以上のときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

〈考え方〉

届出手続や必要書類について定めるものです。

① 届出の方法

- ・届出を希望する方は、届出書に必要書類を添えて市へ届け出ます。
- ・届出日に市役所の窓口へ来所し、届出書に自ら署名いただきます。  
(特別な事情がある場合は代筆を可能とします。)
- ・なお、届出書において、第11条の規定に基づき届出が無効となった場合には、証明書及び証明カードに記載された交付番号を公表することに同意していただきます。

② 必要書類

ア 届出に関する書類

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(表面)

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出の確認書（裏面）

要件を満たしていることを書面で確認するものです。

イ 住所確認

- ・住民基本台帳に記載されていることが確認できる書類
- ・住民票の写しや住民基本台帳を市職員が閲覧することに同意する書類

ウ 独身確認

- ・戸籍抄本等（婚姻していないことが確認できる書類）
- ・外国籍の方の場合、国籍を有する大使館などの官公署が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書に日本語の翻訳文を添付する。

エ 届出時に、双方がともに野田市民でない場合

- ・野田市へ転入することが分かる書類

（例）転出証明書、公営住宅の入居許可証

オ 3親等以内の親族がファミリーシップ関係を届出する場合

ファミリーシップ関係の証明を希望する場合のみ届出できる。

年齢制限はなし。

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する同意書  
15歳以上の場合は本人、15歳未満は親権者が記載する。
- ・双方又は一方との関係性が確認できる書類  
(住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍抄本等)

同意書の記載年齢のうち「15歳以上は本人」とすることについて、民法第961条において、15歳に達した者は、遺言をすることができると定めており、一定の意志決定が表明できること、先行他市の事例で15歳が採用されていることから、野田市においても15歳以上は本人の意志に基づく申請とします。

2 市長は、届出対象者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の

3に規定する在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が作成した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたものその他の市長が適當と認める書類

〈考え方〉

本人確認の方法を示すものです。

官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等を提示いただきます。

(例) 個人番号カード、運転免許証、一般旅券、在留カード

3 第1項の規定による届出をした日において届出対象者のいずれもが本市に住所を有していないときは、いずれかの届出対象者は、当該日の翌日から起算して3か月以内に、本市に転入し、住民票の写し等の本市に転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。ただし、本市に転入したことについて、届出対象者の同意のもとに市において確認することができるときは、当該書類の提出の省略を認めることができるものとする。

〈考え方〉

届出時に、双方がともに野田市民でない場合、届出書を提出した日の翌日から起算して3か月以内に、本市に転入した上で、転入したことが分かる書類を提出いただくことで、証明書を交付しようとするものです。

(3か月を経過する日が閉庁日の場合は、書類の提出は、その日以後の最も近い開庁日を期限日とします。)

届出者に係る居住要件の確認のために住民票を確認することは、住民基本台帳法の目的内の個人情報の利用に当たるため、本人の同意を得ずに行なうことができますが、提出書類の省略に関係し、また、居住要件を満たさない場合は、その届出は無効とするものであるため、提出書類の省略の申出に当たり、本市の住民基本台帳に登録されている者であるか否かの確認をすることについての同意を受けることとします。

(通称名の使用)

第5条 戸籍に記載されている氏名（戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍に記載されていない者にあっては、これに準ずるもの）以外の呼称であって社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を有する者は、前条第1項の規定による届出において、当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、前条第1項の規定による届出の際、市長に対し、社会生活上日常的に当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提出しなければならない。

〈考え方〉

通称名（戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用しているもの）での届出を可能とするものです。

- ・日常生活において使用している通称名が確認できる書類

（例）官公署が発行した通称名の記載がある書類

職場等が交付している通称名の使用が分かる書類

(証明書及び証明カードの交付)

第6条 市長は、届出書を受理したときは、第4条第2項に規定する方法による本人確認（以下「本人確認」という。）を行った上で、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書（以下「証明書」という。）及び野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明カード（以下「証明カード」という。）を交付するものとする。この場合において、前条第2項の規定による書類により社会生活上日常的に当該通称名を使用していることを確認することができた者については、証明書及び証明カードに、戸籍に記載されている氏名（戸籍法に基づく戸籍に記載されていない者にあっては、これに準ずるもの）のほか、通称名を記載するものとする。

〈考え方〉

市が交付する書類について定めるものです。

①野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書

ア 受理証明の文言（「届出したこと」を証明）

イ 届出対象者の氏名

（希望に応じて戸籍上の氏名または通称名、あるいはその併記）

ウ 届出対象者の生年月日

エ 届出日

オ 交付番号

カ 親及び子の氏名及び生年月日

## ②野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明カード

受理証明書と同様の内容を記載した、携帯可能なサイズのカード

※ 社会生活上日常的に通称名を使用していることが確認できたときは、通称名を証明書及び証明カードに記載することができます。

2 届出対象者は、窓口で証明書又は証明カードの交付を受けようとするときは、届出対象者本人であることを明らかにするため、本人確認書類の原本を提示しなければならない。

### 〈考え方〉

市が交付する書類を受領する時には、本人へ間違いなく渡すため、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等の原本を提示いただくものです。

(例) 個人番号カード、運転免許証、一般旅券、在留カード

### (証明書及び証明カードの再交付)

第7条 前条の規定により証明書又は証明カードの交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等再交付申請書により、市長に対し証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。

### 〈考え方〉

証明書及び証明カードの再交付について定めるものです。

- ・証明書又は証明カードを紛失、き損、汚損した場合などは再交付ができる。
- ・再交付を希望する場合は、再交付申請書を提出する。
- ・再交付を行う場合は、本人確認を行う。

### (証明書及び証明カード記載事項の変更)

第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があったときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更届を受理した場合において証明書又は証明カードの記載事項の変更が必要であると認めるときは、その記載事項を変更し、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

## 〈考え方〉

証明書に記載した事項を変更する手続について定めるものです。

### (1) 要件

- ・氏名（通称名を含む）や住所等に変更があったとき

### (2) 方法

- ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届を提出する。
- ・変更した事実が分かる書類を添付する。
- ・変更後の証明書は本人確認をした上で交付する。

### （子の氏名の削除）

第9条 届出書に子として氏名が記載されている者であって15歳に達したものは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する申立書（以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、届出書の記載事項から自身の氏名を削除する申立てを行うことができる。

- 2 市長は、前項の申立てを行う者が本人であることを確認するため、本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、申立書を受理したときは、届出者に対して、既に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。この場合において、届出者は、証明書及び証明カードを返還しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による返還を受けた場合には、当該申立書の提出者の氏名を削除し、当該届出者に対して、本人確認を行った上で、削除後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

## 〈考え方〉

ファミリーシップ関係の届出対象者のうち、15歳未満の子について、その子が15歳に到達した以降でファミリーシップ関係を望まない場合、自らの意思で証明書から自身の氏名を削除できるようにするものです。

- ・届出書に子として氏名が記載されている15歳以上の子について、本人が希望する場合にファミリーシップ関係の届出を解消することができます。
- ・ファミリーシップ関係を解消しようとするときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する申立書を提出いただきます。  
(15歳未満については、第10条第1項第1号により、親権者の同意に基づき変更届を提出することで届出の解消を可能とします。)

(証明書及び証明カードの返還等)

- 第10条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等返還届（以下「返還届」という。）に、その事実を証する書類（第2号又は第3号に該当するときに限る。）並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。
- (1) パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係が解消されたとき。
  - (2) 一方が死亡したとき。
  - (3) 第3条第2号から第4号までのいずれかの規定に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還届が提出された場合（同項第2号に該当する場合に限る。）において届出書に記載されている全ての者（死亡した者及び提出日において15歳未満の者を除く。）のパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係を継続する旨の同意があるときは、当該パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係を継続できるものとする。この場合において、届出者は、届出書に記載されている全ての者のパートナーシップ・ファミリーシップの継続に関する同意書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の同意書を受理したときは、記載事項の変更を行い、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

〈考え方〉

証明書及び証明カードを返還していただく場合の要件と手続について定めるものです。

- (1) 証明書及び証明カードを返還していただく場合
  - ① 双方の意思により、パートナーシップ関係が解消されたとき
  - ② 双方が市外転出するなど、市内に住所・居所を有しなくなったとき
  - ③ 届出者的一方が死亡したとき（一方のパートナーが関係の継続を希望する場合を除く。）
- (2) 返還手続
  - ・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書等返還届。
  - ・双方が市内に住所を有しなくなったときや届出者的一方が死亡したときはその事実が分かる書類を添付する。
- (3) 死亡に関する特例
  - ・届出者の1人が死亡し、死亡した者以外で証明書に氏名が記載されている全員が同意した場合は、証明書の効果を継続することができる。
  - ・パートナーシップ・ファミリーシップを継続する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの継続に関する同意書を提出する。
  - ・死亡した者以外の届出者から同意書が提出された場合、市は、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付する。

(届出の無効)

- 第11条 市長は、届出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出者に係る届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により証明書又は証明カードの交付を受けたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により証明書及び証明カードを利用したと認められるとき。
  - (3) 証明書又は証明カードを第三者に貸与又は譲渡したことが判明したとき。
  - (4) この要綱の規定に基づく義務に反することになったとき。
- 2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、既に交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により届出を無効としたときは、前項の規定により証明書及び証明カードの返還がなされるまでの間、当該無効に係る証明書及び証明カードの交付番号について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

〈考え方〉

届出を無効とする場合について規定するとともに、当該規定に該当する場合に、交付されている証明書及び証明カードの返還を求めるものです。

返還を求められた届出者は、速やかに証明書及び証明カードを返還しなければならないこととします。

なお、届出を無効にしてから返還されるまでの間は、無効に係る証明書及び証明カードによりサービスが提供されることのないよう、市ホームページなどにおいて、証明書及び証明カードに記載する交付番号を用いて（個人情報等に配慮し、交付番号によるものとします。）当該証明書及び証明カードが無効であることを公表することとします。

(協定による手続)

- 第12条 第4条第1項の規定にかかわらず、本市に転入した者で、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けている者は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（以下この条において「継続届出書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップの関係である旨の届出を行うことができる。この場合の届出においては、同条第2項及び第5条の規定を準用する。
- (1) 転出元である協定締結都市が交付した証明書等類似書類
  - (2) 住民票の写し等転入したことを証明する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、継続届出書を受理したときは、第4条第1項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 市長は、前項の規定の適用により第6条第1項に規定する証明書及び証明カードの交付をしたときは、当該交付を受けた者の転出元の協定締結都市に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第10条第1項の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が協定締結都市において協定に基づく手続を行い、協定締結都市からその旨の通知があったときは、同項の規定による手続を省略することができるものとする。

〈考え方〉

本制度は、効果が野田市内に限定されることから、類似の制度を持つ自治体から転入又は転出する場合、転出先の自治体で改めて手續が必要となります。

都市間連携を結ぶことで、連携自治体間における転入・転出の場合は、転出先の自治体への手続のみ行い、転出元の自治体への手続は不要となるほか、転出先の自治体へ「独身であることを確認する書類（戸籍謄本等）」の提出を省略できるようにするものです。

(市の責務)

- 第13条 市は、市民、事業者等がこの要綱の目的の理解を深めることで、パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者が社会生活の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を受けられるよう、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の啓発活動及び広報活動に努めるものとする。
- 2 市は、届出者が証明書又は証明カードを提示することにより行政サービスを支障なく利用することができるよう、各種施策を適切に推進するものとする。

〈考え方〉

市の責務について定めるものです。

- (1) この要綱の目的の実現のためには、市民、事業者等の皆様のご理解・ご協力が必要であることから、市は、野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の啓発活動及び広報活動に努めます。
- (2) 各種施策の推進について
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を利用することで、これまで利用することができなかった行政サービスを支障なく利用することができるよう、市は、各種施策を適切に推進します。
  - ・先行導入自治体の事例などを参考にしつつ、利用することができる行政サービスは、適宜拡充します。

(届出書等の保存)

- 第14条 届出書及び変更届の保存期間は、野田市行政文書管理規則（令和6年規則第1号）第10条第1項に規定する長期とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、届出書又は変更届に係るパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係が解消され、又は無効となったときの当該届出書又は変更届の保存期間は、1年とする。

〈考え方〉

届出書及び変更届は、証明書及び証明カードの交付の根拠となるものであることから、常用文書として事務室内で保存するとともに、当該届出書及び変更届に係るパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が解消され、又は無効となるまでは、保存する必要があることから、野田市行政文書管理規則第10条第1項の規定の例外（原則は、同項の規定により文書管理責任者が定めます。）として、本条においてその保存期間を定めようとするものです。

なお、届出書又は変更届に係るパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が解消され、又は無効となったときは、長期に保存する必要性がなくなることから、そのときの保存期間は最も短い1年とするものです。

**【参考】**

○ 野田市行政文書管理規則

(行政文書の保存期間)

第10条 文書管理責任者は、当該課又は出先機関において保有する行政文書について、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年又は1年の種別による保存期間を定めるものとする。

2～7 (略)

(補則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**〈考え方〉**

証明書や証明カード等の様式のほか、本要綱に記載されていないが、本制度の実施に関して定めるべき必要な事項が発生した場合には、別に定めることで円滑な運用を図るものです。

なお、様式は、告示により公表し、その他の事項については、個人情報に係る事項を除き、この考え方の記載に追記するなどの方法により公表する予定です。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

**〈考え方〉**

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、令和8年度から開始することを定めるものです。